

岡山市中学校文化連盟補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山市の中学校における芸術文化活動の健全な発展を図るとともに情操豊かな生徒を育成するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中学校の芸術文化に関する合同発表会等とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、岡山市中学校文化連盟（以下「中学校文化連盟」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当って対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 会場使用料（冷暖房費、付属設備使用料等を含む）
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条の規定による補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前項によって得られた額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、岡山市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は，平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年6月7日から施行する。